

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	法人事業税:義(地方税5)
	政策評価の対象税目 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充(延長) (単独) 主管・共管】
4	内容	<p>(現行制度の概要)</p> <p>(株)民間資金等活用事業推進機構(以下「当機構」という。)は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業(選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。)等を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行う等により、我が国において特定事業(公共施設等の整備等に関する事業で、PFI 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。)を推進することを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI 法」という。)により設立された組織である。</p> <p>当機構について、令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の課税標準額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなすとする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が認められている。</p>
		<p>(要望の内容)</p> <p>上記措置の適用期限を令和9年3月31日までの5年間延長する。</p>
		<p>(関係条項)</p> <p>地方税法第72条の12第1項第2号、地方税法附則第9条第18項</p>
5	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、特例措置が認められた。
8	適用又は延長期間	5年間(令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)
9	必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的) 国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。</p>

			<p>(政策目的の根拠) 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和3年6月18日閣議決定)</p>
		政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】4. 経済財政政策 【施策】4. 経済財政に関する施策の推進</p>
		達成目標及びその実現による寄与	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標) 機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成25年度から令和4年度まで)の事業規模目標21兆円を達成し、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現する。 また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP/PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討が行われる中で、機構としての役割を果たし、PFI事業の更なる推進に貢献する。</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) 機構がその業務を遂行するに当たり、財務基盤を強化していく必要がある中で多額の資本割が課されれば、機構の支援決定数及び支援決定額が減少するなど、機構の業務に支障が出るおそれがあるため、当該特例措置を延長することが機構の業務遂行上必要不可欠である。本措置を講じることで機構の積極的な支援に結び付き、上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。</p>
10	有効性等	適用数	適用件数: 1件(機構のみ)(平成29年度以降毎年)
		適用額	平成30年度以降: 18,000,000千円 (算出根拠) 資本金額(20,000,000千円) - 特例措置適用後の課税標準額(2,000,000千円)
		減収額	各年度約94,500千円の見込み。  (算出根拠) 特例措置適用前 資本金額 20,000,000千円 × 税率 0.525% = 105,000千円 特例措置適用後 資本金額(課税標準額) 2,000,000千円 × 税率 0.525% = 10,500千円 - = 94,500千円

効果

(政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況)  
達成目標の実現状況(H30～R4の数値の推移＝事業規模)

(単位:億円)

年度 区分		平成	令和	令和	令和
		30年度	元年度	4年度まで	8年度まで
事業規模	目標値	-	-	210,000	検討中
	実績値	191,000	239,000	-	-
歳出削減・歳入増加		14,900	17,500	-	-

- (注) 1 平成30年度及び令和元年度(累積)の事業規模、歳出削減・歳入増加については、内閣府調べ  
 2 令和4年度までの事業規模(10年間)については、「PPP/PFI推進アクションプラン」における目標値  
 3 令和4年度までの事業規模目標については、令和元年度内に達成している。  
 4 令和8年度までの事業規模の目標値については、現在検討中。

PPP/PFI事業における令和4年度以降の目標については現在検討中であるが、平成25年度から令和元年度までの機構の支援対象となり得る事業は規模で16.5兆円の実績があり、機構の役割も一定の効果を果たしたと考えられることから、同様の規模の効果が期待できる。

(達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果)

機構は、年間9,450万円の税収減により同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となる。この結果、地域におけるPFI事業への出融資機会が創出されることから、5年間(令和4年度から令和8年度)で9.45億円以上のPFI事業における出融資が可能となり、一層のPFI事業が促進される。

(算出根拠)

$$9,450 \text{ 万円} \times 5 \text{ 年} \times 2 = 9.45 \text{ 億円}$$

(注) 1 機構は原則として出資・融資のそれぞれ50%まで支援可能であるため、全体としては支援可能額の2倍の案件形成が見込まれる。

令和3年3月末までに、機構で50件の支援決定等を行っている。本措置が講じられた平成29年度以降、機構の業績は改善され、その結果、着実に支援決定数及び支援決定額を積み上げている。また、機構の支援が空港等の大型事業及び地方での事業実施の促進にも繋がっており、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環の実現、公的負担の抑制に一定の役割を果たすなど、PFI事業の更なる推進に寄与している。

年度 区分	平成 28年度 以前	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
	支援決定数	21	6	6	6
支援決定額	316	176	151	419	238

(注) 1 各年度(平成28年度以前については平成25年度からの累計)の支援決定数、支援決定額については、内閣府調べ

税収減を是認する理由等

本措置を講じることにより、公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、5年間(令和4年度から8年度)で9.45億円の地域における民間の投融资機会が創出され、PFI事業の案件形成が見込まれるため、5年間で4億7,250万円(9,450万円×5年)の税収減を上回る効果が期待され、地域経済活性化に資する。

11 相当性

租税特別措置等によるべき妥当性等

当機構は金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を目的としていることから、本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。

(参考)各年度の業績推移 (単位:千円)

年度 項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
営業収益	544,785	905,349	1,404,642	1,464,793	1,642,269
営業費用	468,590	430,876	442,647	498,651	447,955
経常利益	67,762	458,069	951,584	955,033	1,172,532
当期純利益	66,552	456,859	875,698	716,707	808,392
繰越利益剰余金	988,303	531,444	344,254	1,060,962	1,469,355

(注) 1 各年度の決算において、機構は保有する営業資産に貸倒れリスクはないと判断し貸倒引当金の計上は行っていないが、今後の案件増加による回収可能性の不確実性に対応するため、営業資産に対して一定の内部留保の確保を目指すこととしており、繰越利益剰余金を積み上げている。

なお、(株)地域経済活性化支援機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。

他の支援措置や義務付け等との役割分担

同一の目的であるほかの措置はない。

		地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置を講じることにより、公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環に資するとともに、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の 2025 年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。</p> <p>したがって、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (H28 内閣 10)